

第4章 代議員

(代議員の選出)

第12条 本会は、代議員をもって法人法上の社員とする。

2 代議員の数は、50名以上55名以下とし、各地域・職域薬剤師会毎に区分して選出する代議員の定数は、全正会員に占める各地域・職域薬剤師会における本会の正会員の割合に従って、案分比例した数を基準として定めるものとする。ただし、各地域・職域薬剤師会の代議員数は1人以上とする。

端数の取扱いは理事会において別に定める。地域・職域薬剤師会は広域健康福祉センター（地域健康福祉センターを含む）の行政組織に基づき、当会が定める地域薬剤師会及び病院・医院に勤務する職域薬剤師会とし、会員がそれぞれの薬剤師会に所属している場合は、その地域・職域薬剤師会の所属とし、地域・職域薬剤師会に所属していない場合は、それぞれの会員の希望を踏まえ、個人の住所地、勤務先の住所地を考慮して理事会で所属を決定する。

3 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において別に定める。

4 代議員は正会員の中から選ばれることを要する。正会員は前項の代議員選挙に立候補することができる。ただし、代議員は本会の役員を兼ねることはできない。

5 第3項の代議員選挙において、正会員は等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。

6 第3項の代議員選挙は、2年に一度実施することとし、代議員の任期は、選出の2年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。ただし、代議員が社員総会の決議取り消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え、及び役員解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。なお、当該代議員は、役員の選任及び解任（法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（法人法第146条）についての議決権を有しないこととする。

7 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くことになるとき又は代議員に事故あるときに備え、補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。

8 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

(1) 当該候補者が補欠の代議員である旨

(2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選出するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名

(3) 同一の代議員（2以上の代議員の補欠として選出した場合にあつては当該2以上の代議員）につき2人以上の補欠の代議員を選出するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位

9 第7項の補欠の代議員の選出に係る選挙が効力を有する期間は、選挙後最初に実施される第6項に定める代議員選挙終了の時までとする。